

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日(火) 午後1時58分から午後2時48分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	欠
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	出
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について(10月総会での保留案件)
- 第4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

## 6. 会議の概要

議長

ただ今から令和5年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

10月に上程され保留となっております議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号44について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第23号、整理番号44についてご説明いたします。

本件は、去る10月の農業委員会総会におきまして保留となっております農地法第5条第1項に基づく所有権移転許可申請でございます

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は4筆、地目は畑、面積は合計で2,301㎡です。

申請に係る平面図及び断面図についてはお手元に配布しているA3ホッチキス止めの図面をご覧ください。1枚目と2枚目が平面図、3枚目が断面図です。まず、平面図からご覧ください。

東側の切土部分の下に側溝を設け、法面部分からの雨水等を受けるように計画されています。法面については植生シートを張ります。

南側についても同様に側溝を設け、宅盤部分の雨水を受けるよう計画されており、法面への影響はないと考えます。

西側部分については、宅盤部分に側溝と側溝の法面側にアスカーブを設け、法面に影響が出ないように設計されています。

また、町道東側の水路との境界部分に土砂止めブロックを設置して、水路に土砂が流れ込まないように設計しています。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

この案件につきましては、前回までの保留案件ですので担当農業委員の報告を省略し、質問、意見等に移ります。

質問、意見等はございませんか。

● 番

敷地13mの距離で、西と東では1.8mのきつい勾配がある。造成によっ

て近隣に迷惑をかけないよう誓約書を取ってはどうか。

事務局

誓約書は頂いています。内容は、①使用目的以外に使用しません、②届出どおりに施工します、③隣地及び付近に被害を及ぼしません、万一及ぼしたら損害賠償しますというものです。

● 番  
事務局

誓約書があるならいいが。

開発の申請も同時に出ており、同じ図面です承しているようです。

● 番  
事務局

誓約を守ってもらえばそれでいい。

許可書の中に一文を入れておくようにします。

議 長

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第23号、整理番号44は許可と決定します。

続きまして、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、整理番号51について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、51でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は348㎡です。

譲受人は申請前からこの土地について借地耕作しており、今回、譲受人が増反を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。申請者の妻の実家に隣接していて、普段の管理は義母が行い、週末には帰省して耕作しているので特に問題ないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第24号、整理番号51は許可と決定します。

事務局

続きまして、整理番号52について事務局より説明をお願いします。

整理番号は、52でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は1,010㎡です。

譲受人は、平成30年4月11日から令和3年4月19日まで利用権設定して申請地を管理しておりました。また、利用権完了後も引き続き管理しており、今回、譲渡人から購入しないかとの相談があったので申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

平成30年から3年間利用権設定して申請地を管理しておりました。

また、利用権完了後も引き続き管理しており、今回、譲渡人から購入しないかとの相談があったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号52は許可と決定します。

続きまして、整理番号53について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、53でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は120㎡です。

譲受人が申請地に隣接する農地を耕作しており、増反を目的に購入する

ことで話がまとまったので、申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。申請地の西側隣接地を借りて耕作しており、増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号53は許可と決定します。

続きまして、議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第25号についてご説明いたします。

整理番号は、50でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は555㎡です。

今回、譲受人が農業用倉庫の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

申請地の奥側に5m×6mの倉庫を建設する計画です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、盛土が流出しないように隣接地側盛土の高さ及び傾斜を考慮するように計画しています。

雨水については、耕作地の中で自然透水するので問題ありません。

生活排水については、発生しません。

近隣農地への日照及び通風については、高さ3mの倉庫ですので影響はないと判断します。

以上です。

議 長  
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、農業用倉庫の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番

30㎡の倉庫を建てるのに555㎡を転用するのは広すぎて問題ないのか。

5条であれば555㎡全てが農地以外に、宅地にもできるのではないか。

事務局

農業用倉庫ということで、果樹を栽培しながら農機具を保管する倉庫として利用し、宅地にはせずに農地として使います。

農業用倉庫部分を分筆して5条申請し、残りを所有権移転するのであれば3条申請という方法が本来かと思えます。

● 番

変なことに使う人ではないことはこれまでの使用状況で分かるが、これから先、建築許可が下りれば何でもできる。奥まった所にあるので進入道路という解釈もできるが、それにしても広すぎる。分筆して必要な所だけ申請するのが本来であり、分筆には費用もかかるため心苦しいが、農業委

員会としても必要がないものを許可することはできない。急ぐ案件でなければ継続審議とし、申請者と協議した方がよいのではないか。

議 長

この案件については継続審議とします。

事務局

続きまして、整理番号54について事務局より説明をお願いします。

それでは、整理番号54についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更、所有権移転に係る農地法第5条に基づいて申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は195㎡です。

今回、譲受人が貸露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、隣接農地側へブロック塀を設置して土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、雨水枡を設置して集水し、東側水路に放流するように計画されているので問題ありません。

生活排水については、発生しません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響はないと判断します。

以上です。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の整理番号54の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

● 番

入口のところ、道路以外の所に駐車しているのはどうなるのか。

事務局

地目は公衆用道路です。ガードレールを取り、近隣の人の駐車場になると思います。

● 番 申請しているところの前側は駐車場として使えなくなるのか。そこへ駐車して出入りができないというトラブルはないのか。

事務局 使えなくなります。今はガードレールがあるため、そこへ駐車していますが、ガードレールがなくなると奥の駐車場スペースがあれば、そこへ駐車されると思います。

議 長 その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号54について許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号54は許可と決定します。

続きまして、整理番号55について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、整理番号55についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は1,026㎡です。

今回、譲受人が資材置場兼露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、申請地と隣接地の境界部分にコンクリート擁壁があり、隣接地への土砂が流出しないように計画しています。

雨水については、沈殿柵を設置して集水した後に西側水路に放流するように計画されており、隣接地及び水路への流出はないと判断します。

生活排水については、発生しません。

近隣農地への日照及び通風については、資材置場兼露天駐車場ですので影響はないと判断します。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、資材置場兼露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。



資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 　ただ今の整理番号55の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、質問、意見等ございますか。

● 番 　譲受人は不動産以外に何かしているのか。今の説明だと譲受人自身が使うようになっているが。

事務局 　譲渡人から譲受人へ買取の相談があり、また、●●さんから譲受人へ資材置き場の相談があったもので、所有権は譲受人になります。

議 長 　その他、質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

整理番号55について許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、整理番号55は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第12回総会を閉会いたします。